

岩手県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 介護老人福祉施設

名 称	所在地	廃止年月日
藤沢町立特別養護老人ホーム光荣荘	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏55番地	平成23年9月25日

2 介護老人保健施設

名 称	所在地	廃止年月日
藤沢町老人保健施設老健ふじさわ	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏52番地2	平成23年9月25日